

## 第2章 生物多様性国家戦略の現状

### 1. わが国の生物多様性国家戦略

#### 1. 1 第三次生物多様性国家戦略策定の経緯

日本は、平成5年5月に18番目の締約国として「生物多様性条約」を締結した。同条約第6条に基づき、平成7年10月に最初の生物多様性国家戦略を策定し、平成14年3月にはその国家戦略を大きく見直した新（第二次）生物多様性国家戦略を策定した。これらの策定の主体は、全府省の閣僚が参加する地球環境保全に関する関係閣僚会議である。

第二次生物多様性国家戦略策定以降、毎年、国家戦略に基づく施策の実施状況の点検を行い、その結果を4回にわたり公表してきた。施策は着実に進展しているものの、3つの危機は依然進行しており、わが国の生物多様性の損失速度を顕著に減少させるには至っていないと考えられた。

このため、第三次生物多様性国家戦略では、第二次生物多様性国家戦略で示された危機や理念を基本的に受け継ぎつつ、国内外の状況変化に対応して、取組をさらに大きく進展させることを目指して第三次生物多様性国家戦略を策定した。

環境省では平成18年8月から平成19年3月までの間、生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会を開催して論点の整理を進めた。懇談会で取りまとめた論点について意見公募するとともに、全国8か所で地方説明会を開催した。

同年4月には、中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会を開催し、国家戦略の見直しについて諮問するとともに、合同部会のもとに生物多様性国家戦略小委員会を設置して、国家戦略の見直しについて審議を開始した。同小委員会では、農林水産省生物多様性戦略（同年7月策定）の報告を受けるなど各省庁の施策のヒアリングや地方公共団体、企業、NGO、学会からのヒアリングの実施を含めて合計6回に及ぶ審議を行い案を取りまとめ、国民からの意見聴取（パブリックコメント）を行った。こうした手順を経て、同年11月に、中央環境審議会から答申があり、これを受けて「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定された。

この見直しのための作業は、9の省庁で構成された生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議で進め、環境省が取りまとめを行ったほか、各省庁がそれぞれの役割に応じて執筆を行った。この検討過程では、パブリックコメントの募集のほか、シンポジウム、意見交換会などへの参加を行い、また上記懇談会、審議会を公開で開催するとともに、その議論の内容や資料をインターネットを通じて広く公開するなど、開かれた手続きにより検討を進めた。

## 1. 2 第三次生物多様性国家戦略の構造と特徴

第三次生物多様性国家戦略は、2部構成になっており、第1部「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する戦略」では、第1章において生物多様性の重要性や理念を示した上で、第2章「生物多様性の現状と課題」においてわが国の生物多様性の危機の構造を「3つの危機」（本報告書第1章参照）として整理したほか、新たに地球温暖化と生物多様性の関係について記述している。第3章「生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標」、第4章「生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針」では、わが国の3つの目標と生物多様性の総合評価の実施、生物多様性から見た国土の将来像としてのグランドデザイン、5つの基本的視点、4つの基本戦略について示し、国内外の情勢を踏まえた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための今後5年間の方向性を明らかにした。また、第2部「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」は、実践的な行動計画として、わが国の生物多様性関連施策を体系的に網羅して記述し、約660の具体的施策を箇条書きにして実行に向けた道筋を示した。

第三次国家戦略においては、第二次戦略の見直し結果を踏まえ、以下にあげる点が特徴となっている。

- ①具体的な取組について、目標や指標などをなるべく盛り込む形で行動計画とし、実行に向けた道筋がわかりやすくなるよう努めたこと
- ②沿岸・海洋域など各省が関係する取組について、まとめて記載するよう努めたこと
- ③生物多様性について、人の暮らしに結びつけた形で、国民に分かりやすく伝わるように心がけたこと
- ④「100年計画」といった考え方に基づくエコロジカルな国土管理の長期的な目標像を示すとともに、地球規模の生物多様性との関係について記述を強めたこと
- ⑤地方公共団体、企業、NGO、国民の参画の促進について記述したこと など

## 1. 3 国家戦略の目標と基本方針

第三次国家戦略に盛り込まれた目標や基本方針は以下のとおりである。

### (1) 3つの目標

第三次国家戦略では、本報告書の第1章で記述したように、我が国の生物多様性が直面している現状と課題を「3つの危機」と「温暖化による危機」の4つに整理している。

これらの危機に対応し、豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に享受できる「自然共生社会」を構築するため次の3つの目

標を掲げている。

#### ①種・生態系の保全、絶滅の防止と回復

地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復すること。

とりわけわが国に生息・生育する種に絶滅のおそれ新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図ること。

#### ②持続可能な利用

生物多様性を減少させない方法により、世代を超えて、国土や自然資源の持続可能な利用を行うこと。

#### ③社会経済活動への組み込み

生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまでのさまざまな社会経済活動の中に組み込んでいくこと。

### (2) 国土のグランドデザインと100年計画

生物多様性から見た国土のグランドデザインを、100年先を見通した共通のビジョンとして提示している。また、基本的な姿勢として、人口が増加を続けた過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を、人口が減少に向かう次なる100年をかけて回復する「100年計画」として示した。さらに、国土のグランドデザインの全体的な姿及び国土の特性に応じた7つの地域（奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域、河川・湿原地域、沿岸域、海洋域、島嶼地域）ごとの100年後の望ましい地域のイメージを示している。

### (3) 5つの基本的視点

生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とした施策を展開するうえで不可欠な共通の基本的視点として、

- ①科学的認識と予防的順応的態度、
- ②地域重視と広域的な認識、
- ③連携と協働、
- ④社会経済的な仕組みの考慮、
- ⑤統合的な考え方と長期的な観点の5つを挙げている。

特に①科学的認識と予防的順応的態度、では生物多様性条約締約国会議で合意されたエコシステムアプローチの考え方を踏まえ、以下の点を重視することが必要としており、行動計画に記載された施策の実施にあたって考慮されている

- ①人間は、生物、生態系のすべてを分かることはできないことを認識し、

常に謙虚に、そして慎重に行動することを基本としなければならない。そのうえで、科学的証拠が完全ではないからといって対策を延期せず、科学的知見の充実に努めつつ早めに対策を講じるという、予防的な態度が必要である。

- ②人間がその構成要素となっている生態系は複雑で絶えず変化し続けているものであることを認識し、その構造と機能を維持できる範囲内で自然資源の管理と利用を順応的に行うことが原則である。このため、生態系の変化に関する的確なモニタリングと、その結果に応じた管理や利用方法の柔軟な見直しが大切である。
- ③科学的な知見に基づき、関係者すべてが広く自然的、社会的情報を共有し、社会的な選択として自然資源の管理と利用の方向性が決められる必要がある。

#### (4) 4つの基本戦略

100年先を見通したうえで今後5年間程度の間重点的に取り組むべき施策の大きな方向性について、以下の4つを基本戦略として挙げている。さらに、第2部「行動計画」では、この基本戦略に基づき、約660の具体的施策を34の数値目標とあわせて記載し、実施への道筋を明確化している。

##### ①生物多様性を社会に浸透させる

(例)

- ・地方・企業・NGO・国民の参画を図る「いきものにぎわいプロジェクト」の展開（広報の推進、地方版戦略のための指針や企業活動ガイドラインの作成）
- ・生物多様性に配慮した食品や木材の購入などのライフスタイルの転換の提案

##### ②地域における人と自然の関係を再構築する

(例)

- ・都市住民や企業など多様な主体による共有の資源としての管理モデルの構築
- ・生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進
- ・トキなど希少野生動植物の生息できる空間づくりと外来種の対策

##### ③森・里・川・海のつながりを確保する

(例)

- ・さまざまな空間レベルでの生態系ネットワーク計画や広域圏レベルでの図化
- ・都市内の水と緑のネットワーク形成や河川・湖沼・ため池・水田など水域のネットワーク形成

- ・海洋の生物多様性のデータ充実や浅海域での保護地域指定の充実

#### ④地球規模の視野を持って行動する

(例)

- ・自然共生モデルの世界への発信 (SATOYAMA イニシアティブ)
- ・「生物多様性総合評価」の実施 (生物多様性指標の開発、ホットスポットの選定など) とアジア太平洋地域の国々への技術支援
- ・温暖化影響を含む生態系総合監視システムの構築
- ・地球温暖化の緩和策の推進と適応策の検討

#### (5) 2010年目標と生物多様性国家戦略

わが国は、3つの目標の達成に向かって4つの基本戦略に基づき着実に成果を上げることを通じ、2010年目標の達成に向けて貢献することとしている。

### 1. 4 国家戦略の点検と見直し

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議は、国家戦略に基づく施策の着実な推進を図るため、毎年、国家戦略の実施状況を点検し、中央環境審議会に報告している。この結果については、必要に応じ、国別報告書等条約の規定に基づく締約国会議への報告にも反映させることができる。

点検にあたっては、関係省庁連絡会議において、各省庁の施策の進捗を生物多様性の観点からできるだけ客観的に評価 (フォローアップ) するため、第2部で記述した行動計画を基に、その行動計画に盛り込まれた施策の進捗を示す指標のほか、生物多様性総合評価の中で開発を目指す指標も用いながら関係省庁が自主的な点検を行っている。連絡会議は、各省の点検結果を取りまとめたうえで、広く国民の意見を聴き、中央環境審議会に報告する。その際、中央環境審議会は、国家戦略に基づく関係省庁の施策の進捗状況について生物多様性の観点から点検し、必要に応じ、その後の施策の方向について意見を述べることとしている。過去の点検では、以下のような指摘がなされており、これらの意見はその後の施策の実施等において活用されている。

- ・国家戦略の普及・啓発に努めるべき
- ・地方も含めた行政分野の人材強化、NPO/ボランティア活動に対する支援、専門家の参画等の取組体制の充実が必要
- ・普及啓発のために自然との体感共有型の教育が有効 など

なお、第3次生物多様性国家戦略については2009年夏頃に実施する予定である。

また、生物多様性をめぐる国内外の状況変化に柔軟かつ適切に対応するため、5年後程度を目途として、国家戦略の見直しを行うこととしている。

## 1. 5 生物多様性基本法と国家戦略

2008年6月6日に生物多様性基本法が施行された。これまで我が国は、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法等の個別の法律によって生物多様性の保全に努めてきたが、本法律は生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な理念を示した法律である。

本法第11条「生物多様性国家戦略の策定等」においては、「政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めなければならない」とされ、これにより、生物多様性国家戦略に法的な位置づけが与えられた。また、都道府県や市町村に地域戦略の策定を促している。他にも、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体それぞれの主体の責務を明らかにするとともに、生物多様性に配慮した事業活動の促進、地球温暖化の防止等に資する施策の推進、多様な主体の連携及び協働、環境影響評価等の基本的施策について規定されている。

## 2. 生物多様性国家戦略の実施状況

第1章で述べられたわが国の生物多様性の危機に対して、平成14年（2002年）の第2次生物多様性国家戦略の策定以降に実施した主な施策は以下のとおりである。

### 2. 1 国土空間的施策

#### <広域連携施策>

##### (1) 生態系ネットワーク

十分な規模と適切な配置の生態系ネットワークの核となる地域を確保・保全するために、保護地域の拡大、管理水準の向上を進めている。森林においては、保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」（第2章2. 1（2）重要地域の保全 保護林、保安林参照）についても設定を進めている。また、平成20年に制定された生物多様性基本法のほか、国土形成計画、緑の基本計画、河川整備計画など、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置づけている。

国際的には、後述する「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の枠組を活用したサンゴ礁保護区ネットワーク戦略の策定などの取組を進めている。

##### (2) 重要地域の保全

###### 自然環境保全地域

「自然環境保全法」に基づく保全地域には、同法により国が指定する原生自

然環境保全地域及び自然環境保全地域と、同法に基づく都道府県条例により、都道府県が指定する都道府県自然環境保全地域がある。

これらの地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、自然公園その他の自然環境の保全を目的とする地域とあいまって、国土の生態系ネットワークの核となる部分を形成し、生物多様性の保全にとって重要な役割を担っている。

原生自然環境保全地域については平成 20 年 3 月現在 5 地域 (5, 631ha)、自然環境保全地域については平成 20 年 3 月現在 10 地域 (21, 593ha)

都道府県自然環境保全地域については平成 20 年 3 月現在、536 地域 (76, 398ha) が指定されている。平成 14 年度から 20 年度の 7 年間では、天然林や湿原など新たに 10 地域が指定された。

### 自然公園

国立公園はわが国を代表する優れた自然の風景地、国定公園はこれに準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定するものである。また、都道府県立自然公園は都道府県における優れた自然の風景地であって、関係都道府県条例により知事が指定するものである。

平成 14 年に自然公園法が改正され、自然公園における生物多様性の確保が、国及び地方公共団体の責務として明確に位置づけられた。同時に、国立・国定公園において利用調整地区制度や指定動物制度が新たに導入され、これを受けて平成 18 年に利用調整地区の第 1 号指定、9 種の指定動物（特別地域内での捕獲等を規制）の指定が行われた。その他、尾瀬国立公園や丹後天橋立大江山国定公園の新規指定（平成 19 年）をはじめ、自然公園の指定・拡充により保全の強化が図られた。

表 1：自然公園の数と面積の推移（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	箇所数	面積 (ha)	国土に占める割合 (%)	海中公園地区のある自然公園の数	海中公園の面積 (ha)	海中公園/自然公園 (%)
	2008 年 (2002 年)	2008 年 (2002 年)	(%) 2008 年 (2002 年)			
自然公園	394 (391)	5, 409, 212 (5, 363, 814)	14. 3 (14. 2)			

内 訳	国立公園	29 (28)	2,086,945 (2,058,095)	5.5 (5.5)	11 (11)	2359 (1279)	0.1 (0.06)
	国定公園	56 (55)	1,361,448 (1,343,889)	3.6 (3.6)	14 (14)	1385 (1385)	0.1 (0.1)
	都道府県 立自然公 園	309 (308)	1,960,819 (1,961,830)	5.2 (5.2)	-	-	-

### 鳥獣保護区

野生鳥獣の生息及びその生息地を保護するために、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、野生鳥獣の保護を図るため必要な地域について鳥獣保護区に指定している。また、その区域内で特に重要な地域については特別保護地区に指定し、各種行為についても規制することにより、多様な鳥獣及びその生息環境を保全している。

国指定と都道府県指定のものがあり、国指定鳥獣保護区については、渡り鳥の生息地などとして国際的に重要な湿地などに係る指定箇所数が増加し、指定箇所数、面積は69か所、548,012ha（平成20年11月現在）となっている。また、都道府県指定鳥獣保護区は3,815か所、3,092,594ha（平成20年12月現在）となっている。

平成18年に鳥獣保護法が改正され、鳥獣保護区において、鳥獣の生息地の保護及び整備を図る目的で行われる、湖沼などの水質改善や、鳥獣の生息に支障を与える動物の侵入を防ぐための施設の設置などの生息環境の改善を行う保全事業が創設された。平成19年度からは、国指定漫湖鳥獣保護区など4か所において、保全事業への取組が始まっている。

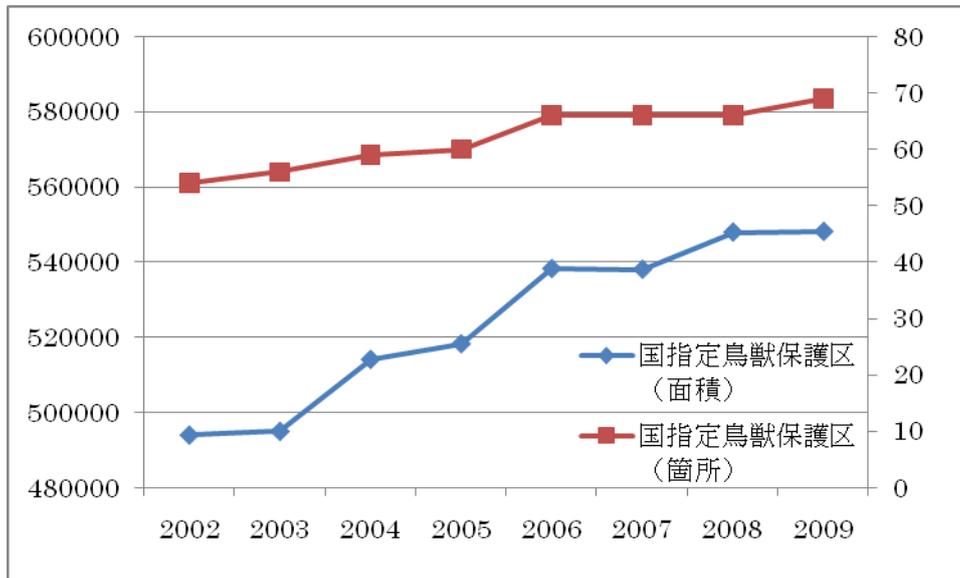


図 1：国指定鳥獣保護区の数と面積の推移

### 生息地等保護区

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種については、その種の保存のために必要な地域を生息地等保護区に指定し、その区域内で特に重要な区域については管理地区として各種行為を許可制とし、管理地区以外の部分については監視地区として各種行為を届出制とすることによって、生息環境の保全を図っている。

表 2：生息地等保護区の数と面積の推移

	2002	2008
生息地等保護区	6 種 7 箇所 863ha	7 種 9 箇所 885ha

### 文化的景観の保全

#### ・名勝・天然記念物、重要文化的景観の保護

庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの、あるいは動植物や地質鉱物でわが国にとって学術上価値の高いもののうち、特に重要なものを、文化財保護法に基づき、それぞれ名勝、天然記念物として指定し、現状変更等の行為規制や、保存修理・環境整備、保護増殖等の支援措置を講じてきた。平成 21 年 1 月 1 日現在、自然的名勝 147 件、天然記念物 980 件となっている。このほか、地方公共団体がそれぞれ

れの条例に基づいて指定しているものも多く、これらを文化財として保護していくことは、結果として地域の特色に応じた生物多様性の保全に役立っている。

また、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものである文化的景観について、都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているものうち特に重要なものを文部科学大臣が重要文化的景観として選定し、現状変更等の届出等の保存措置や、修理・修景等の支援措置を講じてきた。平成21年1月1日現在、9件の重要文化的景観を選定している。棚田や里山など、自然と良好な関係を保ちながら地域において育まれてきた文化的景観を保護することは、結果として、地域における人と自然との持続的な関係を保全し、生物多様性の保全に役立っている。

### 保護林、保安林

「保護林」は、原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育環境を有する森林について、自然の推移に委ねた管理などを行うことにより、保護を図っている国有林野である。国有林では、このような保護林の設定を進めるとともに、生物多様性の保全などの観点から、保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」についても、隣接する民有林にも協力を要請しながら、設定を進めている。国有林、民有林を問わず、水源のかん養など、森林の持つ公益的機能の発揮が特に要請される森林については、森林法に基づく保安林の計画的な指定を進めるとともに、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や転用を規制するなど適切な管理・保全を図ってきた。

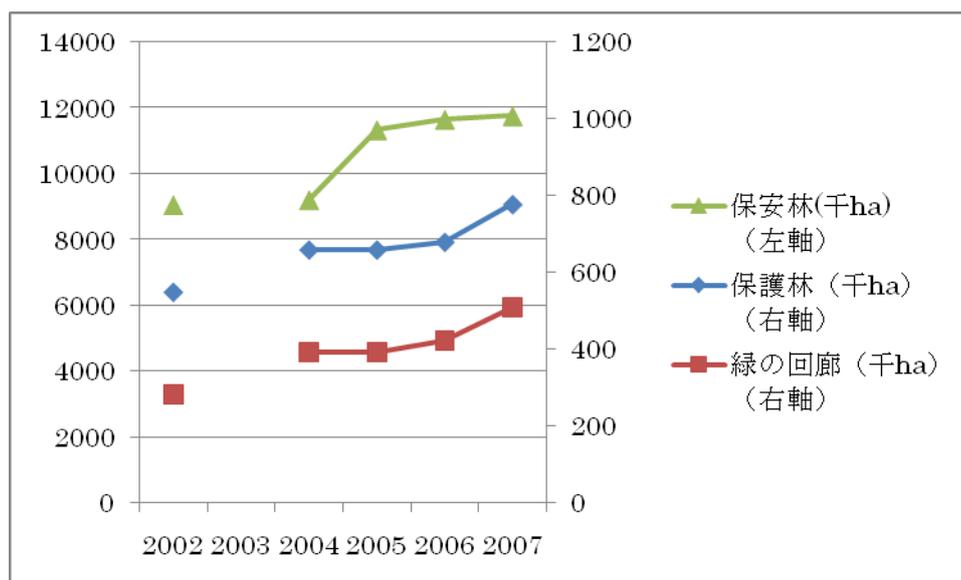


図2：保安林・保護林・緑の回廊の面積の推移

## 特別緑地保全地区など

都市においては、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区や、「首都圏近郊緑地保全法」及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区などの指定を通じて、生物多様性の保全上重要な自然的環境を形成する緑地が保全されている。また、平成16年には都市緑地法の改正により、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地を緩やかな規制により保全を図る緑地保全地域制度が創設され、自然的環境の適正な保全が推進されている。

特別緑地保全地区は、平成20年3月末現在全国で372地区、2,106haが指定され、近郊緑地保全区域は25区域、97,073ha、近郊緑地特別保全地区は26地区、3,456haが指定されている。

### (3) 自然再生

#### 自然再生推進法に基づく取組

第二次生物多様性国家戦略では、今後展開すべき施策の3つの方向のひとつとして自然再生が位置づけられ、関係省庁の連携と多様な主体の参加・協力による自然再生事業が開始された。また、この自然再生に関する施策を総合的に推進するために自然再生推進法が制定され、平成15年1月に施行された。

全国各地で自然再生協議会が発足し、平成21年1月現在、全国20の協議会が組織化されている。森林、草原、里地里山、河川、湖沼、湿原、干潟、サンゴ礁など、多様な生態系が自然再生の対象となっている。平成21年1月現在、18の協議会で自然再生の目標や対象区域など自然再生の全体的な方向性を定める自然再生全体構想（以下「全体構想」という。）が作成されている。また、全体構想のもと、個々の自然再生事業の内容を明らかにする自然再生事業実施計画（以下「実施計画」という。）については、平成21年1月現在、9協議会において15の実施計画が作成されている。

また、自然再生推進法施行後5年を経過したことから、各地域における事業実施状況や課題などを検証し、第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性基本法を踏まえ、平成20年10月に自然再生基本方針の一部変更を閣議決定した。

自然再生事業については、関係行政機関により、上記協議会に関する事業も含めて、全国144か所（平成18年10月現在）で実施されている。これらの事業実施に際しては、関係省庁、地方公共団体、NPO、専門家、地域住民など多様な主体の連携、協働に努めている。また、平成19年度から新たに国指定鳥獣保護区の生息環境改善のための保全事業を直轄事業として行うことになり、平成19年度は、宮島沼など4地区で事業を実施している。

### (4) 農林水産業

農林水産業は、自然の循環機能を利用するとともに、多くの生きものに対して貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持に貢献するなど、農林水産業と生物多様性は密接な関係にある。

このため、持続可能な農林水産業の維持・発展のためには、その基盤となる生物多様性の保全は不可欠である。

農林水産省では、平成19年7月に策定した「農林水産省生物多様性戦略」及び「第三次生物多様性国家戦略」に基づき、①田園地域・里地里山の保全（第2章2.1（6）に詳述）、②森林の保全（第2章2.1（5）に詳述）、③里海・海洋の保全（第2章2.1（9）に詳述）、④遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進（第2章2.2（2）に詳述）など生物多様性保全をより重視した農林水産業の推進を図るとともに、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発に取り組んでいる。

さらに、外部有識者からなる農林水産省生物多様性戦略検討会の提言（平成20年7月）を受け、生物多様性保全の取組を地域の生きものをシンボルとして分かりやすく伝える生きものマークの取組を全国各地に広げ、農林水産業が身近な生きものや自然環境の保全に貢献していることへの理解を促進していく。

図3：生物多様性の保全を重視した農林水産業の推進

## <地域空間施策>

### （5）森林

我が国は国土の3分の2を森林が占める緑豊かな森林国である。また、その森林は、戦後荒廃した国土の緑化等のために育成された人工林から、屋久島や白神山地、知床のような世界自然遺産に登録される原生的な天然林まで多様な構成となっており、多様な野生動植物が生息・生育する場となるなど、生物多様性保全において重要な要素となっている。そのため、平成19年7月に農林水産省として、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として位置づけるべく「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、これに基づき国内外において施策を推進しているところである。

森林・林業分野における生物多様性の保全の取組としては、森林の整備・保全、国産材利用、担い手の確保・育成、地域づくりなどを幅広い国民の理解と協力を得て総合的に展開するために官民一体となって「美しい森林づくり推進国民運動」を行うなど、森林の多面的機能を高度に発揮させるための整備・保全を進めるとともに、貴重な自然環境の保全・管理を行っている。また、里山林については、適切な手入れが行われることによって自然環境が維持されることから、山村の活性化と併せて、多様な主体による整備・保全を進めるとともに、森林・林業の重要さを認識してもらう場として活用していくための取組を推進

している。

一方、海外においては、森林の保全・造成に関する国際協力や多国間の支援により持続可能な森林経営を推進している。

**【事例】**

人工林に適切な手入れを行うことで、広葉樹の侵入や下層植生の繁茂が見られる豊かな森林を形成。

写真1 人工林の手入れ（愛知県設楽郡設楽町）

**【事例】**

地域固有の生物相や生態系を保護するためには、外来種の樹木を駆除することも必要。

写真2 外来種の樹木の駆除（小笠原諸島・母島）

平成 20 年度においては、森林における生物多様性の現状や動向を評価し、分かりやすく伝えることが課題となっていることから、森林における生物多様性にかかる指標の開発に着手しており、森林における生物多様性の評価に用いる昆虫や植物などの指標種を選定するための調査等を行っている。さらに、農林水産省生物多様性戦略のフォローアップを行うとともに、平成 22 年に愛知県で開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けて適切に対応するため、12 月には「森林における生物多様性保全の推進方策検討会（座長：有馬孝禮宮崎県木材利用技術センター所長）」を設置している。

### （6）田園地域・里地里山

田園地域や里地里山では、水田、水路、ため池のほか、雑木林、鎮守の森、屋敷林、生け垣など、人の適切な維持管理により成り立った多様な環境がネットワークを形成し、持続的な農林業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間となっている。

このような人の手が入ることによりつくり出される身近な自然環境である田園地域や里地里山では、不適切な農薬・肥料の使用や、経済性や効率性のみを重視した工法による事業を実施した場合には生物多様性への影響が懸念されるほか、近年、里山林の利用の減少や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加などにより、従来、身近に見られた動植物の減少が見られる一方、特定の野生動物の生息域の拡大などにより、農林業への鳥獣被害が深刻になっている。

そのため、生物多様性が保全され、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産及び田園地域や里地里山の整備・保全を推進するとともに、農業は食料の生産に加え多様な生きものも生み出す活動であるとの視点に立ち、国民が生きものとふれあい、農業と生物多様性の関係に対する認識を深める取組を推進し、農山村の活性化を図ることが必要である。

さらに、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できる田園地域・里地里山を未来に引き継ぐため、農林業の振興、地域活性化、生物多様性の保全、文化の継承など、多岐に渡る諸課題について、長い歴史の中でつちかわれた伝統的知識とともに、新たなバイオマスの利活用技術などを用い、関係機関・団体、国民などが連携して対応を図る必要がある。その際、科学的検討を踏まえて社会的合意形成を図ることも重要である。

### 環境保全型農業の推進

#### ・エコファーマーの推進

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法

律」に基づき、土づくり技術、化学肥料低減技術、化学合成農薬低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者である。

近年、地球温暖化防止や生物多様性保全等への国民の関心の高まりを背景に、生産現場においても環境保全への意識は高まりを見せており、エコファーマーの認定件数が、平成20年3月末時点で約16万8千件となっている。

#### 【事例】ラムサール条約湿地「蕪栗沼・周辺水田」地域での取組

宮城県大崎市田尻では、平成15年から伸萌地区で渡り鳥と農業の共生を目的とした「冬期湛水水田（ふゆみずたんぼ）」の取組を実施し、「伸萌ふゆみずたんぼ生産組合」を設立した。

#### 写真3. ラムサール条約湿地「蕪栗沼・周辺水田」地域

ふゆみずたんぼの実施面積は19.4ha。収穫後の水田にたい肥を散布したり、稲わらを残したままの状態ですべて冬期間湛水状態にすることにより、微生物等が繁殖しやすい状態をつくる。これにより、微生物や水生動物がわらなどを分解させて、養分として土に供給することにより、土づくりが行われる。土壌調査や水生動植物の生育調査等を行いながら、化学合成農薬・化学肥料を使用しない栽培に取り組むことは、生物の生息しやすい環境を整えることにつながる。持続性の高い農業生産への取組が生物の多様性を育み、渡り鳥が飛来するたんぼで収穫した米として付加価値をつけるとともに、地域振興と地域経済の活性化に繋がっている。

なお、2008年11月には、ラムサール条約第10回締約国会議（COP10）において、水田の持つ生物多様性の保全に果たす役割に注目した「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上（いわゆる「水田決議」）」が採択された。

#### ・今後の環境保全型農業について

土壌・肥料に係る学識経験者や農業者、消費者等からなる「今後の環境保全型農業に関する検討会（座長：熊澤喜久雄東京大学名誉教授）」を設置し、平成19年10月から平成20年3月まで8回にわたり検討し、作物生産機能や炭素貯留機能、物質循環機能など、農地土壌が有する公益的機能について取りまとめられた。

また、環境保全型農業のこれまでの取組の評価を踏まえ、環境保全型農業の推進に当たって、「環境に対する農業の公益的機能を高めていく」という視点を明確化することとし、環境保全型農業の目的として、地球温暖化防止や生物多様性保全等を明確に位置づけた。

#### ・有機農業の推進について

有機農業は、化学肥料や農薬を使用しないこと等を基本とする環境への負荷

を低減する取組であり、また、消費者からのニーズに即した取組であるものの、未だに取組が少ないことから、その総合的な推進を図るため、平成 18 年 12 月に「有機農業の推進に関する法律」が公布・施行された。

また、「有機農業の推進に関する法律」の成立を受け、農林水産省では、平成 19 年 4 月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定し、有機農業に関する技術の開発・普及、消費者の理解と関心の増進など、農業者が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に重点を置いて施策を推進している。

さらに、基本方針に定めた推進策を具体的に実行するため、平成 20 年度からは、有機農業総合支援対策を実施しており、全国 45 地区に対し有機農業の振興の核となるモデルタウンづくりの取組など有機農業の取組への支援を行っている。

#### 【事例】消費者の部屋特別展示「有機農業の目指す世界」

農林水産省では、昨年に引き続き、平成 20 年 11 月 10 日から 14 日にかけて、消費者の部屋において有機農業団体の協力を得て、有機農業に関する展示を行い、千人を超える入場者を数えた。今回は、有機農産物の展示や有機農業者の方々の講話などに加えて、期間中、省内の職員食堂において、有機農産物を利用した特別メニューを設け、多くの方に有機農産物を楽しんでいただいた。

#### 写真 4. 消費者の部屋特別展示「有機農業の目指す世界」

### 生物多様性に配慮した生産基盤整備

#### ・生物多様性に配慮した生産基盤整備とは

わが国の農村においては、水田等の農地のほか、用排水路、ため池、二次林である雑木林といった多様な環境（二次的自然）が農業などの人の働きかけによって形成され、多くの生物の生息・生育の場になるとともに、良好な景観を形成してきた。

このような農村環境を保全していくためには、農地・用排水路・ため池等において、生物の生息・生育環境の保全や移動経路の確保等をするなど、環境との調和に配慮した適切な整備や管理に取り組み、持続的な農業の営みを行うことが必要である。

#### 【事例】コウノトリの野生復帰の推進に向けた農地整備

兵庫県豊岡市は県立コウノトリの郷公園を中心として、コウノトリの保護増殖に取り組んでいる。農地整備においても、コウノトリの餌となるドジョウ等が生息できるような、水田と排水路をつなぐ水田魚道の整備（平成 20 年 11 月時点：111 ヶ所）等を行っている。

## 写真5. コウノトリの野生復帰の推進に向けた農地整備

### ・取組の推進について

生物多様性に配慮した生産基盤の整備は、農村地域の環境保全に関する基本計画として市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」等を踏まえて実施している（平成20年3月時点：策定市町村数2,708（平成16年3月時点の市町村数3,148に対する市町村数））。また、平成20年度から、農家や地域住民が保全すべきと認識している種を「保全指標種」と設定し、地元の理解を得ながら生物多様性の視点を取り入れた「生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業」を実施している。

### 図4. 生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業

## 鳥獣による農林水産業被害対策の推進

### ・総合的かつ効果的な鳥獣被害対策の実施

近年、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業被害が広域化・深刻化している。

また、アライグマなどの外来種は農林水産業被害を与えるだけでなく、里地里山の生態系を脅かす存在となっている。

野生動物は、基本的に臆病で人を恐れる生きものであり、農地に接する藪などを隠れ場所として農地に侵入することから、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であり、鳥獣被害を防止するためには、生息環境管理や個体数調整、被害防除に総合的かつ効果的に取り組むことが必要である。

平成20年2月に「鳥獣被害防止特措法」が施行され、市町村が作成する被害防止計画に基づく、これらの取り組みを総合的に支援するため、20年度から鳥獣被害防止総合対策事業を実施している。

### **【事例】2町村連携による広域的な鳥獣被害対策**

徳島県佐那河内村及び神山町は連携して、被害額の3割軽減を目指し、

- ・ 箱ワナの設置による個体数調整
- ・ サルを追い払うモンキードッグの育成
- ・ サルのテレメトリー調査
- ・ 人と鳥獣の棲み分けを進めるため、家畜放牧による緩衝帯の設置及び耕作放棄地の解消(牛、ヤギ)

等の鳥獣被害対策に取り組んでいる。

※ 20年度鳥獣害防止総合対策事業を活用

#### 写真6. モンキードッグ

#### 図5. 家畜放牧による緩衝帯の設置

##### ・取組の推進について

今年度中に鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成する市町村は、740市町村となっている。引き続き、市町村の被害防止計画に基づく主体的な取組を総合的に支援していく予定。

#### 里地里山保全・再生モデル事業

環境省では、平成16年度から、全国4地域で「里地里山保全・再生モデル事業」を実施している。これは、国（環境省、農林水産省、国土交通省等）、地方公共団体、専門家、地域住民、NPO等が連携・協力して、保全再生のための体制作りを行い、地域戦略の策定、保全管理の実践、再生整備の実施、普及啓発等を行っていくものである。それと同時に、これらのモデル的取組を全国に発信することを通じ、全国各地のさまざまな主体による里地里山における保全・再生活動を促進している。

#### NPO等による施業実施協定に基づく森林整備

・国民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティア活動を行うNPO等と森林所有者等が森林施業の実施に関する事項等について協定を締結する施業実施協定制度（平成16年度創設）に基づき、平成17年度に新たに8件の協定を締結し、里山林等の保全・整備を行っている。

#### 耕作放棄地対策

・里地里山生態系の質の劣化をもたらす耕作放棄地（平成17年調べで全国に38万6千ha）の解消・発生防止を図るため、農林水産省では行動計画をたて、国、都道府県、農業委員会、市町村が一体となって耕作放棄地対策を進めており、具体的には下記の通り。

①改正農業経営基盤強化促進法（平成17年9月施行）に基づき、市町村基本構想において遊休農地等を明確化した上で、農業上利用すべきものとそれ以外のものに振り分け、各種支援策の導入を検討するなど、遊休農地解消・発生防止に関する地域の主体的取組を推進している。

②農林水産省では平成18年4月に地域における活動を支援するための「耕作

放棄地対策推進の手引き」を作成し、関係機関等に配布し、広く普及推進を図った。また、農振農用地域内の耕作放棄地面積を毎年度調査するなどし、基本構想に示された遊休農地等の解消等にむけた取組の実態等を確認し、市町村等に対して必要に応じた指導・助言を行っている。

## (7) 都市

### 都市における緑地の保全・再生・創出

#### ・エコロジカルネットワークの形成

都市は、本来、人間活動が優先される地域であり、高密度な土地利用、高い環境負荷の集中によって、多様な生物が生息・生育できる自然空間は少なくなっている。そこで、都市計画区域マスタープランや都市緑地法に基づく緑の基本計画等に基づき、都市内に残る貴重な自然的環境を計画的かつ効果的に確保・ネットワークさせるとともに、公園緑地や河川、道路等の緑や水辺空間を総合的に整備・保全を図ることで、都市におけるエコロジカルネットワークの形成を促進している。

現在、約700の市区町村で緑の基本計画の策定が行われており、これは我が国の人口の8割強をカバーしている。

#### ・都市公園の整備

野生生物の生息・生育環境の形成や自然とのふれあいの場となるなど多様な機能を有している都市公園は、生物多様性に貢献する中核となる空間である。平成19年度までの5箇年の社会資本整備重点計画において、生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園緑地を約2,100ha増やす見込みであったところ、約2,800ha増の実績が報告されている。

例えば、滋賀県のびわこ地球市民の森は、廃川敷地に緑を再生する事業であり、市民参加による森づくりが行われている。また、COP10が開催される名古屋市においては、東山動植物園の再生及びそれを核とした東山の森づくりなどによるまちづくりが行われている。

#### ・緑地の保全

都市内で保全すべき貴重な緑地が失われるのを防ぐために、生物の生息生育にも貢献する都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を推進しているところである。

例えば、川崎市では、市内に残された緑地の重要性に配慮して特別緑地保全地区の指定を精力的に進めており、平成14年度に28haだったものが平成19年度には78haと約3倍に拡大している。

## ・緑化の推進

自然環境が少ない都市においては、緑を創出する都市緑化を推進していくことも重要な取組である。COP10 が開催される名古屋市においては、平成 20 年 10 月に市街化区域全域（市域の約 93%）を対象として、都市緑地法に基づく緑化地域制度を全国に先駆けて実施したところである。これは 300 m<sup>2</sup>以上の敷地における建築物の新築や増築時に、建蔽率に応じて敷地の 10~20%の緑化を義務付ける制度であり、これまでの建築動向から推計すると、毎年 35ha の新たな緑が確保されると試算されている。緑化地域の指定については、他の大都市でも取組が進められつつあり、一層の推進が必要である。

### 図 6. エコロジカルネットワークのイメージ

## （8）河川・湿原など

### 自然再生事業（釧路湿原の取り組み）

釧路湿原は、日本最大の湿原で、全国の約 6 割の面積を誇り、特別天然記念物のタンチョウやキタサンショウウオ、幻の魚イトウが生息し、また人間にとっても保水・浄化機能、洪水調節機能、地域気候緩和機能などを有しており、将来にわたって保全すべき貴重な財産である。

しかし、流域の経済活動の拡大に伴い、近年 60 年で湿原面積の約 3 割が減少し、土砂や栄養塩類の流入によりハンノキ林が約 4 倍に拡大するなど、量的・質的に著しい速度で変化をしていると言われている。

### 図 7. 釧路湿原の変化

そこで、平成 15 年 11 月に地域住民、利害関係者、NPO、専門家、自治体、国などで構成する自然再生協議会を立ち上げ、平成 17 年 3 月に全体構想、平成 18 年 8 月に茅沼地区旧川復元実施計画及び土砂流入対策実施計画（久著呂川）を作成した。

釧路川の茅沼地区においては、河川本来の魚類などの生息環境の復元、湿原植生の再生などを目的に、過去に直線化された河川を蛇行河川に復元する取り組みが実施されている。

### 図 8. 蛇行河川の復元イメージ

## （9）沿岸・海洋など

### 藻場・干潟の造成・保全

藻場・干潟は、魚介類に産卵場を提供する等水産資源の保護・培養に重要な役割を果たすとともに、水質浄化や生物多様性の維持等の機能を有しており、

こうした公益的機能の発揮を支える社会の共通資源といえるものである。農林水産省では、水産資源の保護・培養と多様な公益的機能の発揮の観点から、藻場・干潟の保全を推進している。

○藻場の機能

藻場は、流れが穏やかなことから、多くの生物の産卵場となっています。また、①隠れる場所が多く、外敵から襲われる危険性が低い、②餌が豊富である等の理由から、幼稚仔期を藻場で生息する生物も多く、水生生物の保育場としての機能も有しています。

○干潟の機能

干潟は、①水温が生息に適する、②酸素が豊富、③海からの捕食者を遠ざけ、外敵との接触が少ない、④餌となる底生動物が豊富であり、効率良く食べることができる等の理由から、幼稚仔期を干潟で生息する生物も多く、水生生物の保育場としての機能を有しています。また、アサリやハマグリといった二枚貝類が多数生息し、水質浄化機能が特に高い海域となっています。

・藻場・干潟の整備等 ―水産基盤整備事業―

平成19年6月に策定された漁港漁場整備長期計画においては、平成19年度から平成23年度までの5年間に、概ね5,000haの藻場・干潟の保全等を目標としている。

この目標達成に向け、水産基盤整備事業により藻場・干潟の整備等を推進している。平成19年度の整備状況は約1,275haで、初年度で5年間の目標の約26%を達成した。

図9. 藻場・干潟の整備等

・漁業者等による磯焼け対策の技術的サポート ―大規模磯焼け対策促進事業―

ウニや植食性魚類による食害、海洋環境の変化等により、藻場が大規模に長期的に消失する「磯焼け」を改善するため、漁業者等が自ら行う藻場造成の取組に対する技術講習会や技術的サポート、効果的な磯焼け対策の技術開発を行った。

具体的には、磯焼けの要因や対策手法等が異なる様々な海域において、藻場回復に向けた実施プランづくりや効果の検証等の技術的知見の蓄積を図り、これらの取組事例や体制づくり等のノウハウの他地域への技術移転・普及を行っている。

## 写真7 磯焼け対策漁業者向け講習会

## 写真8 ウニによる食害対策の取組

・漁業者と地域住民による環境・生態系保全活動を支援 ー環境・生態系保全対策ー

藻場・干潟の機能は、これまで漁業者が漁業活動のかたわらに実施する保全活動によって維持されてきた。しかしながら、漁業者の減少、高齢化等により、必要な活動が確保できなくなっており、平成10年以降、藻場・干潟の機能低下や減少が進行している。この結果、漁業資源の減少による漁獲量の減少や水質の悪化等が懸念されるようになっている。

このため、漁業者や地域の住民等が行う、藻場・干潟等の機能の維持・回復に資する保全活動を促進することとし、平成21年度からの施策の導入に向けた調査を平成19年度から平成20年にかけて実施しているところである。

## 写真9 ホンダワラ類の母藻の投入

## 写真10 逆さ竹林タイプの保護礁設置

【事例】 ー環境・生態系保全活動支援制度検討会ー

環境・生態系保全活動の支援制度の確立を図ることを目的として「環境・生態系保全活動支援制度検討会」が立ち上げられ、有識者による多角的な議論を行い、平成20年7月に制度の骨子となる中間取りまとめが策定された。

## 海岸環境の保全・再生・創出

海岸は、生物にとって多様な生息・生育環境を提供しており、固有の生物も多く存在している。また、津波、高潮、海岸侵食などの災害などから背後の人命や財産を防護する重要な役割を有するほか、海水浴など様々な利用の場としても重要な役割を果たしている。

近年、沿岸部の開発などに伴う自然海岸や自然環境の減少や、生物の生息の場など重要な砂浜の消失、海岸の汚損や海浜への車の乗り入れなどによる海岸環境の汚損などが見られるところもある。

このため「美しく、安全で、いきいきとした海岸を次世代へ継承していくこと」を基本的な理念として、災害からの防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海

岸の保全を推進している。

例えば、ウミガメやカブトガニといった海生生物やコアジサシ、チドリ類などの野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸や自然景観との調和を図る必要が高い海岸において施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境と調和した海岸を形成するエコ・コースト事業等を進めている。

#### 写真 11 自然環境や生態系に配慮した整備の推進

#### 港湾環境の保全・再生・創出

四方を海に囲まれ、臨海部に人口、資産等が集積する我が国においては、港湾は、海上輸送と陸上輸送の結節点として物流や人流を支える交通基盤であるとともに、陸域と水域が一体となった臨海部の空間であり、国民生活の質の向上や産業活動の発展に大きな役割を果たしている。そして、こうした港湾が将来にわたって社会の多様な要請に応え、その役割を果たしていくためには、生物多様性にも配慮しつつ港湾における環境の保全・再生・創出に積極的に取り組み、健全な状態で将来世代に継承していく必要がある。

こうした取り組みの一例として、港湾局では、港湾整備に伴って発生する良好な浚渫土砂を活用して海底に堆積した汚泥を覆い、水環境の改善と生物多様性の回復を図る覆砂事業（シーブルー事業）を推進している。

東京湾奥の千葉県浦安千鳥沖地区で、平成17年、18年度に実施した覆砂事業（シーブルー事業）のモニタリング調査によると、覆砂後2年が経過した現時点でも、底質からの窒素、リンの溶出が抑制されているほか、底生生物の個体数・種類数ともに増加傾向にあるなど、本事業の効果が確認されている。

#### 図 10. 覆砂事業

#### 図 11. 覆砂事業のモニタリング調査結果

## 2. 2 横断的・基盤的施策

### (1) 野生生物の保護と管理

#### 絶滅のおそれのある種の保存

野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握する必要があることから、「レッドリスト」（絶滅のおそれのある種のリスト）を作成するとともに、一般に公表することで、絶滅のおそれのある種に対する国民の理解を深めている。

また、「種の保存法」（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法

律)に基づいて希少野生動植物種を指定し、捕獲及び譲渡などの規制や生息地等の保護を行っているほか、特に個体の繁殖の促進、生息地等の整備などの事業を推進する必要があると認められる種については、「保護増殖事業計画」を策定し、これらの事業を実施している。

表3：国内希少野生動植物種数と保護増殖事業数

	2002	2008
国内希少野生動植物種	56	81
保護増殖事業	21	47

#### ・生息域外保全

絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみで種を存続させることが難しいと思われる16種(平成19年11月現在)について、兵庫県において野生復帰の取組が進められているコウノトリをはじめ、トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなど、生息域外保全の取組が進められている。

生息域外保全の取組においては、地方公共団体、各種研究機関、民間などを含めた幅広い参画が不可欠であり、特に動物園、植物園などは中心的な役割を果たしている。

平成21年1月には、わが国の絶滅のおそれのある種の生息域外保全のあり方について取りまとめ、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」を作成した。この基本方針は、各実施主体がよりよい生息域外保全のあり方を見据え、相互に連携・協力して、計画的かつ効率的に生息域外保全が進められることを目的として作成したものである。

なお、(社)日本動物園水族館協会では、種の保存委員会などの組織を設けて血統登録や飼育動物の移動・管理などを行い、飼育下繁殖に関して大きな成果を挙げている。

また、(社)日本植物園協会では、「世界植物保全戦略」を受けて、「2012年までに当該協会において絶滅危惧植物の50%を収集・保存する」という目標を設定するとともに、全国において「植物多様性保全拠点園」を設置し、絶滅危惧植物の収集及び保全を行うためのネットワークを構築し、データベースの作成等を進めている。さらに、各拠点園においては、各地域に生育する絶滅危惧植物の収集及び保全を行い、地方公共団体、教育機関などを含めた地域的な取組を進めている。

#### 【事例】

トキ 昭和56年には、日本の自然の中から姿を消してしまっただが、佐渡等における人工増殖が軌道に乗り、平成20年9月、飼育下において122羽まで個体数

が増加した。平成 20 年 9 月全鳥捕獲から 27 年ぶりに、訓練を終えたトキの中から選定された 10 羽を放鳥した。地域の協力を得て、エサ場やねぐら等の生息環境の改善を進めながら放鳥を繰り返し、平成 27 年に 60 羽の定着を目指している。

【事例】

種子保存 平成 20 年 10 月より、新宿御苑管理事務所において、絶滅のおそれのある植物の種子保存の取組を開始した。

野生鳥獣の保護管理

・特定鳥獣保護管理計画

野生鳥獣の科学的・計画的な保護管理を実施するため、個体数管理・生息環境管理・被害防除対策等についての特定鳥獣保護管理計画の作成を進めている。また、ニホンジカ 35 計画、ツキノワグマ 13 計画、ニホンザル 18 計画、イノシシ 25 計画、ニホンカモシカ 7 計画、カワウ 1 計画、合計 99 計画が作成されている。

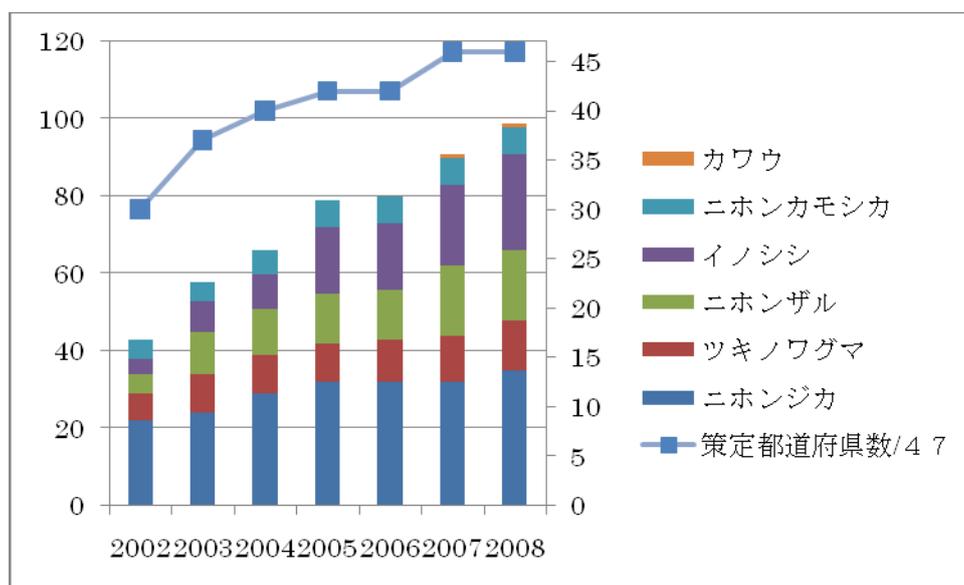


図 12：特定鳥獣保護管理計画策定都道府県数と種別策定数

生態系をかく乱する要因への対応

・外来種への対応

平成 17 年 6 月には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）が施行された。外来生物法に基づき、

現在までに 96 種類の特定外来生物を指定し、主務大臣の許可を得た場合を除き、飼養、栽培、保管、運搬、輸入、譲渡し等及び野外に放つことを禁止している。

これに伴い、外来種による生態系などに対する被害の防止に一定の成果があがっている。

#### ・特定外来生物の防除の実施

国では、希少種の生息地や国立公園、保護林など保護上重要な地域において特定外来生物の防除を実施しており、奄美大島及び沖縄島北部地域におけるジャワマングースの防除事業、小笠原諸島におけるグリーンアノールの防除事業などを実施している。また、オオクチバス等、カミツキガメ及びアルゼンチンアリ等に係る防除モデル事業を実施し、その成果をとりまとめて各地の防除活動に役立てることとしている。さらに、各地域においても地方公共団体や民間団体等が防除活動を展開している。

#### ・国内で人為的に移動される在来種への対応

国内の在来種であっても、自然に分布していない地域に持ち込まれることにより、持ち込まれた地域の生態系に被害を及ぼすことがある。そこで、生物多様性の保全上特に重要な地域である国立・国定公園の特別保護地区および原生自然環境保全地域においては、平成 18 年 1 月より動植物の放出等を新たに規制した。

一部の国立公園においてはグリーンワーカー事業等を活用し、外来種の駆除等を実施している。

#### ・遺伝子組換え生物

わが国は、平成 15 年に「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（カルタヘナ議定書）」を締結し、平成 16 年の議定書の発効と同時に、国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」が施行され、同法に基づき遺伝子組み換え生物等の使用によって生物多様性への影響が生じないよう事前の影響評価などを実施するなど生物多様性の確保を図っている。

#### ・化学物質等

##### 化学物質審査規制法の改正（平成 15 年）

人の健康保護の視点に加え、生態系への影響を考慮する観点から動植物への毒性を新たに化学物質の審査項目に追加した。

## 水質環境基準

環境基本法に基づく水質環境基準においても、水生生物に係る水質環境基準を設定した。（平成 15 年 11 月）

## 農薬取締法

農薬取締法に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を改正（平成 17 年 4 月施行）、魚類への毒性評価に加え藻類、甲殻類を評価対象に追加した。

## 動物の愛護と適正な管理

改正動物愛護管理法が平成 18 年 6 月に施行された。これに伴い、動物取扱業に関する基準、特定動物（危険動物）に関する基準、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置等、各種基準・指針等の策定及び改定を行い、ペット由来の動物による生態系への影響対策として飼養動物の管理の徹底の強化を図った。また、個体識別措置の普及のため、獣医師等を対象としたマイクロチップ埋込みのための技術マニュアルの作成及びマイクロチップ埋込み方法に係る技術講習会を開催した。

## **（2）遺伝資源などの持続可能な利用**

### 農林水産分野における遺伝資源の保存と利用

現在、熱帯林の乱伐や農業の近代化による開発などによる生物遺伝資源消失の危機性が一層増大しており、生物の多様性を保全する意味からも貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要である。

このため、農林水産省においては、ジーンバンク事業を昭和 60 年に開始し、現在、独立行政法人農業生物資源研究所をセンターバンクに 5 つの独立行政法人などのサブバンクが、林木などの森林・林業に関する生物については独立行政法人森林総合研究所が、また、水産生物については独立行政法人水産総合研究センターが組織的に取り組み、植物、動物、微生物、DNA、林木、水産生物の各部門の国内外の遺伝資源の探索・収集、分類・同定、特性評価、増殖、保存を行っている。この結果、食料・農業関係の植物遺伝資源 24 万点をはじめとして、世界有数の保存点数を誇るジーンバンクとして機能している。これら収集・保存された遺伝資源は、研究開発試料として利用者に配布及びその情報の提供が図られ、新たな作物品種の開発に大きく貢献している。また、バイオテクノロジーなどの研究開発を支える知的基盤として今後ともさらなる収

集・受入の強化を図ることとしている。

写真 12、13. 《遺伝資源探索の様子》全国各地から希少な在来種等を収集している

写真 14、15. 《遺伝資源の評価》いもち病の被害イネ（上）感染源である菌の分生孢子（下）

写真 16. 《種子保存庫》保存庫内は常に-1℃、湿度 30%に保たれている

### 研究開発を通じた生物多様性保全への貢献

ライフサイエンス分野の研究開発において、マウスや遺伝子材料などの遺伝資源は、実験動物のほか、ヒトや動物の遺伝子や研究用標準化細胞などとして遺伝子機能の解明や生体機能解明などのために利用されており、遺伝資源を適切に収集・保存し、利用できる体制を整えることは本分野の研究開発の推進に不可欠である。

特に、2003 年（平成 15 年）4 月にヒトゲノムの塩基配列の解読が完了したほか、他の生物種においてもゲノム情報の解析が急速に進みつつあり、こうしたゲノム情報を利用するポストゲノム研究において国際的な研究競争が激化する中、遺伝資源の重要性はますます高まっている。

こうした背景を鑑み、各種遺伝資源に関する情報の総合的な収集・発信などを行う情報・システム研究機構国立遺伝学研究所「生物遺伝資源情報総合センター」、及び理化学研究所バイオリソースセンターにおける収集、保存などの体制整備を行うとともに、国家的視野に立ち、わが国の知的基盤を 10 年後に世界最高レベルにすることを目標にした「知的基盤整備計画」（平成 13 年 8 月 科学技術・学術審議会）を踏まえ、各専門機関と中核機関のネットワークで構成される遺伝資源のナショナルセンター的機能を整備し、国内における遺伝資源の収集・保存・提供体制などを一層充実する。

### **（3）普及と実践**

#### 環境教育・学習の推進

学校教育において、児童生徒が生物多様性を含む環境についての理解を深め、環境を守るために主体的に行動がとれるようにすることは極めて重要である。従来より、各学校において、社会科や理科などの教科や道徳などの教育活動全体を通じて環境教育が行われているところであり、現行学習指導要領においても、理科などの各教科などにおける環境に関わる内容の充実を図るとともに、「総合的な学習の時間」において、生物多様性を含む環境問題について、体験的・問題解決的な学習を通して、環境教育の充実を図っているところである。今後とも、教育基本法の改正の趣旨を踏まえ、学校教育における環境教育の充

実が図られるよう努めていく。

#### (4) 国際的取組

##### 世界遺産条約

わが国においては、屋久島 (10,747 ha)、白神山地 (16,971 ha) に加え、2005年に知床 (71,103 ha) が3番目の世界自然遺産として世界遺産一覧表に記載された。

知床については、第32回世界遺産委員会において、記載時の勧告事項に適切に対応していることが評価されるとともに、IUCNの保全状況調査において、地域の合意を得ながら、最新の科学的知見を管理に活用する知床の保全・管理の手法について、他の世界自然遺産地域の管理のためのすばらしいモデルであると高い評価を受けた。

##### ラムサール条約

国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全の促進、湿地の賢明な利用 (ワイズユース) を目的として定めている「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (ラムサール条約)」の実施を推進するため、国際的に重要な湿地についてラムサール条約湿地への登録を進めるとともに、湿地の保全及び賢明な利用、普及啓発などを行っている。

平成14年 (第8回ラムサール条約締約国会議開催年) に2か所、平成17年 (第9回ラムサール条約締約国会議開催年) に、湿原、水田、湖沼、カルスト地形、干潟、サンゴ礁、マングローブ林、藻場、浅海域など多様なタイプの国内湿地計20か所、平成20年 (第10回ラムサール条約締約国会議開催年) には4か所が新たに条約湿地に登録された。また、平成20年には琵琶湖の登録面積拡大も行われ、平成20年11月現在、わが国の条約湿地は、藤前干潟、蕪栗沼・周辺水田、野付半島・野付湾など、計37か所、131,027haとなっている。

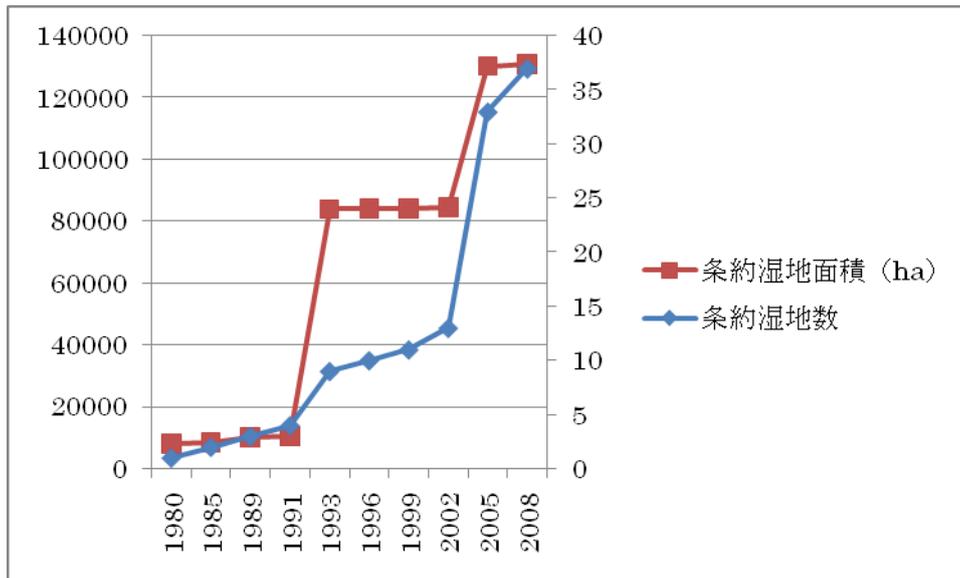


図 13：ラムサール条約湿地数と条約湿地面積の推移

#### ワシントン条約

わが国は 1980 年（昭和 55 年）に締結し、本条約に基づき、附属書Ⅰ～Ⅲに掲げられている種の輸出入の規制を「外国為替及び外国貿易管理法」の輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令並びに関税法に基づいて行っている。

さらに「ワシントン条約」の附属書Ⅰに掲げる種については「種の保存法」に基づき、国内での譲渡しなどの規制を行っており、こうした国内法の適切な運用により条約の実施を推進している。

#### アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

アジア太平洋地域において、渡り性水鳥とその生息環境の保全を図るための国際的枠組みとして、日豪政府主導のもと 1996 年（平成 8 年）に策定された「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」に基づき、関係国政府、国際機関、非政府団体及び専門家などとの連携のもとシギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の重要生息地ネットワークが構築された。ネットワーク参加地域間では、渡り鳥及びその生息地の保全に関する情報交換、調査研究などの国際協力が実施された。2006 年（平成 18 年）には、当該戦略の終了とともに、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」が新たに発足し、わが国からも 27 湿地が本パートナーシップに基づく重要生息地ネットワークに参加している。

#### 国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）

わが国は、サンゴ礁を有する数少ない先進国として、サンゴ礁及び関連する生態系（マングローブや藻場など）の保全を目的として、1994 年（平成 6 年）に構築された国際的枠組みである国際サンゴ礁イニシアティブ（International

Coral Reef Initiative、ICRI) を関係各国と協力して推進している。

日本政府は、パラオ共和国政府とともに、2005年7月～2007年6月の2年間、ICRIの事務局を担当した。また、国際サンゴ礁年である2008年(平成20年)にはサンゴ礁保護区に関する国際会議をわが国で開催するとともに、東アジアを中心とした海域におけるサンゴ礁保護区ネットワーク戦略の策定に着手した。

### 政府開発援助 (ODA)

我が国は、2003年8月に閣議決定された政府開発援助大綱において、4つの援助実施の原則の一つとして「環境と開発の両立」を掲げるとともに、重点課題の一つに環境問題を含む「地球規模の問題への取組」を位置づけている。更に、2005年に策定した「政府開発援助に関する中期政策」においては、環境問題への取組に関するアプローチ及び具体的取組の中で、自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理などの「自然環境保全」を一つの重点分野として掲げている。

また、我が国は、2002年に「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ (EcoISD: Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development)」を公表しているが、これはODAを中心とした環境協力を引き続き効率的かつ効果的に進めていくことを目指し、「人間の安全保障」、「自助努力と連帯」、「環境と開発の両立」を理念とするイニシアティブで、その重点分野の一つに「自然環境保全」を位置づけている。

上記のイニシアティブなどに基づき、日本政府は開発途上国における生物多様性の保全及び持続可能な利用を通じて世界レベルの生物多様性の保全に積極的に貢献している。ODAを通じた支援のグッドプラクティスとして以下のようなものがある。

#### ・国際サンゴ礁センター強化プロジェクト (パラオ)

我が国の無償資金協力により、サンゴ礁及び関連する海洋生物の研究活動やその保全についての啓発活動を行うセンターがパラオに設立された(2001年1月)。本件プロジェクトでは同センターの組織強化・自立発展を支援するため、同センターの中期戦略計画に即して2002年10月から2006年9月まで4年間の協力を実施し、同センターの研究機能、啓発・教育機能の強化を図った。同センターは地球規模サンゴ礁モニタリングネットワークのミクロネシア地域の拠点としての機能を担っており、地球規模のサンゴ礁保全への貢献が期待されている。(無償・技協)

#### ・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム (マレーシア)

マレーシアのサバ州において5年間の予定で2002年に開始。教育・研究、行政、環境啓発を統合した自然環境保全のための包括的な手法・体制を持続可能なかたちで確立することを目的とする。協力開始後、関連機関の連携強化や

サバ州の人々の自然環境に対する意識の向上が認められており、具体的な成果として、住民に配慮した公園づくり、保護区管理計画の策定、新しい保護区の設置などの新しい動きが見られている。(技協)

### (5) 情報整備・技術開発

昭和48年度から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進めている。国土の自然環境の基本情報図である縮尺2万5千分の1植生図については、国土の約40%（平成20年3月現在）を整備しているが、平成24年3月までに国土の約6割とすることを目指し取り組みを進めている。

平成15年度に開始した「モニタリングサイト1000」では、研究者、地域の専門家、NGOなどの参加のもと、わが国の代表的な生態系（森林、里地里山、陸水域、沿岸域など）の長期的な生態系モニタリングを進めている。平成21年2月までに、1021箇所の調査サイトを設置した。

また、生物多様性条約第17条（情報の交換）及び第18条（科学技術協力）に基づくクリアリングハウスメカニズム（生物多様性情報の流通・交換促進のための仕組み）については、わが国では平成16年7月のシステム運用開始以降、着実にデータ数を拡大し、現在約800件（平成21年2月現在）のメタデータ（データにアクセスするために必要な情報源情報）が登録されている。

### (6) 地球温暖化に対する取組

第三次生物多様性国家戦略で、これまで整理された我が国の生物多様性におきている3つの危機と並ぶ、避けがたい危機として「地球温暖化による危機」を位置づけたところ。地球温暖化による生物多様性への影響の把握に努め、その緩和と影響への適応策を生物多様性の観点からも検討していく必要がある。

#### ・緩和策

京都議定書目標達成計画(2005年)に基づく排出削減などの対策等

#### ・モニタリング及び適応策

重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）などを通じた温暖化の生態系影響の監視・モニタリングを進めている。また、生態系ネットワークの形成推進など適応策の検討を実施中。

これらの取組については、新たに国家戦略に盛り込まれたものであるため、その進捗状況の点検については2009年以降に実施する予定となっている。

## (7) 環境影響評価など

### 環境影響評価

「環境影響評価法」(平成 11 年 6 月施行)においては、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場などの 13 種類の事業のうち、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業の内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行うこととしている。

環境影響評価の具体的な進め方に関して事業種すべてに共通する基本的な事項を定めた「基本的事項」では、事業特性や地域特性などを踏まえて環境影響評価の項目・手法を的確に選定することが必要とされている。評価項目の区分として挙げている「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かな触れ合い」については、学術上又は希少性の観点から重要な動植物や傑出した自然景観など、貴重な価値を持つものだけではなく、身近な自然との触れ合いや地域の生態系を特徴付ける身近な生物なども含め、事業者がより良い環境配慮を事業内容に組み込むことを求めている。また、環境配慮の方法については、事業により失われる環境と同種の環境を創出するなどの代償措置よりも、まず、影響そのものの回避、低減を優先して検討すべきこととされている。

加えて、わが国の 47 の都道府県全てと、17 の政令指定都市のうち 13 の都市に条例による独自の環境影響評価制度があり、地域の実情を踏まえて適切な環境配慮を行うこととしている。

事業者が、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続を実施した事業(手続が終了した事業及び手続中の事業)は、平成 20 年 3 月末現在で 177 件である。各事業の実施にあたり、環境影響評価書について必要に応じて環境大臣が意見を述べるとともに、環境省では環境大臣意見を述べた事業などについて、手続終了後のフォローアップ体制の強化を進めていく。

また、現在、環境省において、環境影響評価法の施行の状況について検討を進めており、今後、法の見直しを含め必要な措置を講じるとともに、基本的事項の点検を実施し、制度の充実を図っていく。

### 戦略的環境アセスメント

環境省が設置した学識経験者による戦略的環境アセスメント総合研究会において、上位計画のうち位置・規模などの検討段階のものについて、事業に先立つ早い段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るための共通的な手続・評価方法

などを示す戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（SEA ガイドライン）を平成 19 年 3 月に取りまとめた。この SEA ガイドラインでは、評価項目の範囲の区分として、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」、「人と自然との豊かな触れ合い」を挙げている。

今後、事業の特性や SEA ガイドラインなどを踏まえて、取組についての検討や実施事例の積み重ねを進める。また、それら取組の状況などを踏まえて SEA ガイドラインを不断に見直す。

具体的な取り組みとしては、SEA ガイドラインを受け、環境省が設置した学識経験者検討委員会における検討を踏まえ、最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを平成 21 年〇月に取りまとめた。

さらに、国土交通省においては、道路、河川、空港、港湾などの公共事業についても、その計画プロセスにおける情報公開や市民参加のガイドラインなどの提示など、関連する先行的な取組を進めており、これまでの取り組みや各事業における事例等を基に、公共事業の構想段階における計画策定プロセスのあり方について、標準的な考え方を示す公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（計画策定ガイドライン）を平成 20 年 4 月に策定した。この計画策定ガイドラインが示す構想段階における計画策定プロセスは、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行い、計画を合理的に導き出す過程を住民参画のもとで進めていくこととしており、いわゆる戦略的環境アセスメントを含むものとなっている。

### 3. 国家戦略の実施と条約の条文、条約の分野別・分野横断的課題との対応

4 つの基本戦略に基づいた各種の取組は条約の条文や分野別課題・横断的課題に対応させることができる。各取組の詳細については平成 19 年 11 月に策定した第三次生物多様性国家戦略に記述してあるため、ここでは簡単な紹介にとどめる。

#### 3. 1 条約の条文との対応

条文		国家戦略対応箇所
第 5 条 協力	生物多様性関連条約としては、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（カルタヘナ議定書）」「ラムサール条約」「ワシントン条約」「世界遺産条約」「南極条約（環境保護に関する南極条約議定書）」「砂漠化対処条約」「二国間渡り鳥条約・協定」等を締結。また、「アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全」「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）」「人間と生物圏（Man and Biosphere : MAB）計画」「国	第 2 部 第 2 章 第 4 節 国際的取組

	<p>連森林フォーラム (UNFF)」「国際熱帯木材機関 (ITTO)」、 「モンリオール・プロセス」「アジア森林パートナー シップ (AFP)」「クリティカル・エコシステム・パー トナーシップ基金」「地球規模生物多様性情報機構 (GBIF)」、「地球観測に関する政府間会合 (GEO)」 をはじめとする各種国際的プログラムへの積極的な取 組を通じて他の締約国と協力し、生物多様性の保全に貢 献している。</p> <p>(【第2章2. 2 (4) 国際的取組】も参照)</p>	
第7条 特定 及び監視(モニ タリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「モニタリングサイト1000」での長期的な生態系モニ タリング、「自然環境保全基礎調査」での国土全体の生 物多様性の現況把握や変化状況の監視</li> <li>・「河川水辺の国勢調査」による河川に生息・生育する 生物の全国的調査</li> <li>・全国土の森林約15,700地点における「森林資源モニ タリング」 などの取組を実施。</li> </ul>	第2部 第2章 第5節
第8条生息域 内保全(a)～ (e)(保護地 域)	<p>保護区の指定など重要地域の保全が行われている。 (【第2章2. 1 (2) 重要地域の保全】も参照)</p>	第2部 第1章 第1節
第8条生息域 内保全(g)(バ イオテクノロジー)	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の 規制が行われている。(【第2章2. 2 (1) 野生生 物の保護と管理】も参照)</p>	第2部 第2章 第1節 3. 1
第8条生息域 内保全(h) (外来種)	<p>外来生物法に基づく対象種の輸入制限、防除等の取り 組みを実施(【第2章2. 2 (1) 野生生物の保護と 管理】も参照)</p>	第2部 第2章 第1節 3. 1
第8条生息域 内保全(j)(伝 統的知識)	<p>国内での普及啓発等の取組を実施。</p>	
第8条生息域 内保全(a)～ (e)(h)(j) 以外	<p>自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護法、種の保存 法、自然再生推進法等による各種取組を実施(【第2 章2. 1 (2) 重要地域の保全、(3) 自然再生、2. 2 (1) 野生生物の保護と管理】も参照)</p>	第2部 第1章 第3節

第9条(生息域外保全)	【第2章2.2(1)野生生物の保護と管理】に挙げた希少野生動植物種の保護増殖事業の他、ジーンバンク事業による遺伝資源の保存等を進めている。	第2部 第2章 第1節
第10条(持続可能な利用)	第三次生物多様性国家戦略及びそれに基づく各種施策により持続可能な利用のための措置を講じている。	
第11条(奨励措置)	多様な主体による生物多様性に関する取組を促進するための経済的措置としては、国からの補助金や交付金(生物多様性保全推進支援事業、緑化対策事業など)、税制上の措置、各種基金による助成(地球環境基金など)、損失補償、任意の募金や協力金の提供、地方公共団体による森林環境税などがある。	第2部 第2章 第3節
第12条(研究及び訓練)	研究・技術開発を推進するため、「第3期科学技術基本計画」に基づき策定された「分野別推進戦略」では、「持続可能な生態系の保全と利用を実現する」、「わが国発のバイオマス利活用技術により生物資源の有効利用を実現する」が実現すべき個別政策目標として挙げられている。また、「地球環境保全等試験研究費」、「地球環境研究総合推進費」等の競争的資金があるほか、各調査研究機関による調査研究が実施されている。	第2部 第2章 第5節
第13条(教育と普及啓発)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際生物多様性の日」(5月22日)を記念した行事をはじめ、生物多様性センターにおける展示、各種行事やパンフレット、インターネットなどを活用した生物多様性に関する普及広報</li> <li>・「いきものにぎわいプロジェクト」(例:「地方版生物多様性戦略作成の手引き」、「企業活動ガイドライン」の作成、生物多様性をわかりやすく伝えるためのコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」の策定)</li> </ul> <p>などの取組を実施。</p>	第2部 第2章 第3節1.1
第14条 影響の評価及び悪影響の最小化	環境影響評価については【第2章2.2(7)環境影響評価等】も参照。	第2部 第2章 第7節
第15条 遺伝資源の取得の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジーンバンク事業における遺伝資源提供国とのPIC(事前合意書)、MTA(材料移転契約書)の締結</li> <li>・研究協力の際にボンガイドラインを基礎としたMOUの締結</li> </ul>	

	・「遺伝資源へのアクセス手引き」の作成（平成 17 年）、ワークショップの開催などによる産業界等への周知徹底 などの取組を実施	
第 16 条 技術の取得の機会及び移転	・ JICA を通じた遺伝資源に関する国際協力プロジェクト、NITE における資源保有国への技術移転の取組、日本・、韓国・中国など 12 カ国による「アジア・コンソーシアム」を通じた各国とのネットワークの構築、人材育成の推進など	第 2 部 第 2 章 第 2 節
第 17 条 情報の交換	・平成 16 年に国内の生物多様性クリアリングハウスメカニズムの運用を開始。 ・WebGIS を活用したデータの整備・提供等、生物多様性情報システム（J-IBIS）を通じた情報提供 ・「地球規模生物多様性情報機構（GBIF）」へのデータ提供など	第 2 部 第 2 章 第 5 節 2. 4
第 18 条 技術上及び科学上の協力	・各種 ODA 事業を通じた開発途上国への協力等を実施（【第 2 章 2. 2（4）国際的取組】も参照）。	第 2 部 第 2 章 第 4 節
第 20 条 資金	日本は生物多様性条約発効以来、最大の拠出国であるだけでなく、世界銀行（2 位）、GEF（2 位）、GBIF（2 位）、FAO（2 位）、ITTO（1 位）へも拠出をしている。CEPF、森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）、東南アジア漁業開発センターにも拠出している。	第 2 部 第 2 章 第 4 節 3. 6

### 3. 2 分野別・分野横断的課題との対応

分類学	国内での野生生物目録や標本情報の整備を進めているほか、国際的には、GTI、Species2000、GBIF など国際的プロジェクトとの協力に係る取組を実施している。	第 2 部 第 2 章 第 4 節
エコシステムアプローチ	生物多様性国家戦略の 5 つの基本的な視点の 1 つ。【第 2 章 1. 3】参照） 例えば、自然再生法【2. 1】など各種法制度・計画・施策において、エコシステムアプローチの一つである順応的管理が取り入れられている。	

気候変動と生物多様性	<p>さまざまな温暖化緩和策を実施しているほか、第三次生物多様性国家戦略では、「地球温暖化による生物多様性の危機」が新たに記述され、気候変動が生物多様性に与える影響のモニタリング、気候変動の影響を受けた生物が移動により適応できるような生態系ネットワークの検討等を進めている。（【第2章2.2(6)地球温暖化に対する取組】も参照）</p>	第2部 第2章 第5節
観光と生物多様性	<p>平成15年に環境大臣を議長とする「エコツーリズム推進会議」で取りまとめられた推進方策に基づき、情報の発信やエコツーリズム大賞、モデル事業等を実施。さらに、エコツーリズム推進法の平成19年6月成立・翌年4月施行を踏まえ、エコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施。</p> <p>また、グリーン・ツーリズムの推進のための各種施策を実施。</p>	第2部 第2章 第3節
農業生物多様性作業計画	<p>農林水産省生物多様性戦略の策定など（【第2章2.1(4)農林水産業】も参照）。</p>	
内陸水生物多様性作業計画	<p>ラムサール条約を締結し、条約湿地の登録数の拡大など、湿地保全の取組を進めている。</p> <p>また、内陸水生物多様性については、「モニタリングサイト1000」、「自然環境保全基礎調査」、「河川水辺の国勢調査」等によりモニタリングが行われている。</p>	第2部 第1章 第8節 河川・湿原など
森林生物多様性作業計画	<p>国土の3分の2を占める森林は、生物多様性の保全において重要な要素であり、自然公園などの保護制度のほか、多様な森林づくり、適切な保全・管理の推進に関する各種施策を実施している（【第2章2.1(2)重要地域の保全、(5)森林】も参照）</p>	第2部 第1章 第5節
海洋・沿岸生物多様性作業計画	<p>平成19年4月に成立した海洋基本法において、海洋政策の6つの基本理念の第一番目である「海洋の開発・利用と海洋環境保全との調和」の中に、海洋の生物多様性確保の重要性が盛り込まれた。これを受けた海洋保護区のあり方の検討、国立・国定公園の指定や管理の推進、藻場・干潟・サンゴ礁の保全・再生などの各種施策を推進している。（【第2章2.1(9)沿岸・海洋など】も参照）</p>	第2部 第1章 第9節
山岳生態系作	<p>山岳地域に限定した施策は特にないが、自然環境保全</p>	

業計画	法、自然公園法等で保護地域に指定されている場所も多く、標高2000m以上では77.0%が国立・国定公園に指定されており、各種保護制度により山岳生態系の保護を図っている。	
島嶼生物多様性作業計画	島嶼の生態系は、固有種が多いなど特有の生物相を有している。現在、種の保存法に基づき保護増殖事業計画を策定している47種の半数以上が島嶼地域に生息・生育する種となっているなど、島嶼部に生息する生物種の多くが絶滅のおそれのある種に選定され、保護増殖の取組、外来種の防除対策などが実施されている。	第2部 第1章 第9節 1.5